

満期日指定型自動積立定期預金（スーパー積定）規定

1. (預け入れの方法)

- (1) この預金の預け入れは、1回あたり1,000円以上とし、毎月口座振替の方法により預け入れるものとします。
- (2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手その他の証券類を当店で預け入れることができます。また、現金の場合は、当行国内本支店のどこの店舗でも預け入れることができます。いずれの場合も、必ず通帳をご持参ください。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は通帳の当該受入れの記載を取消したうえ当店で返却します。

3. (口座振替による預け入れ)

- (1) 振替払出口座、振替日、振替金額、振替方法は、別に提出された「口座振替依頼書」に記載のとおりとします。ただし、振替日において、振替払出口座の預金残高が振替金額にみえないとき、また、振替払出口座が総合口座の場合で、貸越金の極度額を超過するとき、あるいは、カードローン口座でカードローン貸越が発生または増加する場合は、通知することなく、その月の口座振替を行いません。
- (2) 振替払出口座、振替日、振替金額、振替方法を変更する場合、ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ書面によって当店に届出てください。

4. (預金の種類・期間・継続の方法等)

この預金への預け入れは、次により行います。

(1) (預金の種類・期間等)

- ① ご契約時に満期日を指定することにより、指定日にお積立金を一括してお受取りすることができます。

A. 契約期間は、ご契約の日から6か月以上10年以内とし、かつ、預け入れは、満期日の1か月前の応当日（「最終預入期限日」という。）までとします。ただし、満期日が月末日に当たる場合は、預入最終月の末日までとします。

B. 据置期間は、満期日前の1か月間とし、この期間は積立金の預入はできません。

- ② この預金は、ご契約の日から満期日まで次の通り取扱います。それぞれ預け入れごとに一口の2年定期預金〔自由金利型定期預金（M型）…以下「スーパー定期」という。〕でお預りします。ただし、預入日（または継続日）から満期日までの期間に応じて、次によるスーパー定期としてお預りします。

A. 預入日（または継続日）から満期日までの期間が2年1か月以上の場合……2年のスーパー定期

B. 預入日（または継続日）から満期日までの期間が2年を超えて2年1か月未満の場合……1年のスーパー定期

C. 預入日（または継続日）から満期日までの期間が2年以下の場合は、それぞれの期間に応じて1か月のスーパー定期、2か月のスーパー定期、3か月のスーパー定期、6か月のスーパー定期、1年のスーパー定期、2年のスーパー定期、満期日指定型のスーパー定期のいずれかのスーパー定期

(2) (とりまとめ・継続方法)

それぞれ積立は、その2年後の応当日に自動的に継続します。そのときに、満期日が同一のものはとりまとめ、一口のスーパー定期に自動的に継続します。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は預入日（または継続日）現在における店頭掲示の預金利率表（以下、「預金利率表」という。）記載の定期預金利率によって計算し満期日に元金とともに支払います。利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合新利率は変更日以後に預け入れ（または継続）される預金から適用します。
- (2) それぞれの定期預金利息は、継続停止または解約の申出がない限り、それぞれの預金の元金に組入れます。
- (3) 当行がやむをえないものと認めて、満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続し

たときは最後の継続日) から解約日の前日までの日数について、預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息額との差額を清算します。

(4) 2年定期預金の中間払利息の取扱い

①預入日(または継続日)の1年後の応当日(以下「中間利払日」という。)に預入日(または継続日)現在における預金利率表記載の中間利払利率による中間利払額を利息の一部として支払います。

②中間払利息は、中間利払日に元金と満期日を同一とする1年のスーパー定期とし、その利率は中間利払日における利率を適用します。

③預入日(または継続日)から満期日までの期間について中間利息を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」という。)は、満期日に元金とともに支払います。

④満期払利息および前記①の定期預金の利息は、継続停止または解約の申出のない限り、満期日にそれぞれの預金の元金に組入れます。

(5) この預金の付利単位は1円とします。

6. (取引の制限等)

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者が正当な理由なく指定した期限までに当行の求めに応じない場合には、預入、解約等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出等の求めに対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、この預金が法令や公序良俗に反する取引やマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認めた場合には、預入、解約等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の当行が指定する事項を当行の指定する方法によって届出のものとし、当該預金者が当行に届出た在留期間が経過した場合、当行は、預入、解約等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、法令や公序良俗に反する取引やマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと当行が認めた場合、当行は当該取引の制限を解除します。

7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第8条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金の預け入れをお断りするものとします。

8. (預金の解約)

(1) この預金は通帳記載の満期日以降にお支払します。

(2) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が第14条に違反した場合

③法令で定める本人確認等における確認事項、第6条第1項で定める当行からの求めによる預金者への各種確認の内容や預金者から提出された資料または第6条第3項で定める預金者からの届出が偽りである場合

④預金者による当行との取引が、法令や公序良俗に反する取引やマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認めた場合

⑤前各号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場

合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 預金者もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

(5) 第3項、第4項または第6条第1項乃至第3項の規定の適用により、預金者に損害が生じた場合にも、当行は責任を負いません。また、当行に損害が生じたときは、預金者がその責任を負うものとします。

(6) 第3項、第4項および前項により、この預金が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

9. (非課税限度超過時の取扱い)

この預金口座について老人等の少額預金利子の非課税制度の適用を受けている場合で、振替金額または利息額の入金により非課税貯蓄の預入限度額を超過することとなるときは、通知することなく次によりお取扱いします。

- (1) 口座振替による預け入れでこの口座の非課税貯蓄の預入限度額を超過することとなるときは、振替を行いません。
- (2) 利息の組入れによって、この口座の非課税貯蓄の預入限度額を超過することとなるときは、その利息は、振替払出口座へ入金する方法で支払います。

10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

11. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を書面により届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要事項を書面により届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされ

ている場合にも前2項と同様にお届けください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率(料率)は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

15. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16. (規定の変更等)

この規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、預金者に通知することなく、変更できるものとします。この場合、店頭への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。

以 上

※ 最新の規定は、当行ホームページまたは店頭でご確認ください。